

令和6年10月分（12月支給分） から、児童手当の制度が変わります。

額改定

令和6年10月分から、児童手当の制度が拡充されることになりました。

このため、現在、児童手当・特例給付を受給中の方に対し、新たな児童手当制度の対象となるお子さんをお知らせするための書類「対象児童確認書類」を送付いたします。

申請の要・不要を御確認ください。

新たに制度の対象となったお子さん分の手当や、3人以上のお子さんを養育している場合の加算を受けるためには、申請が必要となる場合があります。

必ず、この用紙の裏面を御確認の上、申請が必要となる方は、期限までに申請書（額改定認定請求書）等の必要書類を提出してください。

※養育している高校生年代以下のお子さんが同封の「対象児童確認書類」に記載されていない場合は、増額申請（額改定認定請求）が必要です。

注意事項について

- 「児童手当の算定対象となっていない高校生年代のお子さん」の保護者等に対しては、このお知らせとは別に「新規認定請求書」が届く場合があります。「新規認定請求書」は、現在の受給者と養育している方が異なる場合にのみ、提出してください。
- 大学生年代のお子さんを養育している方のうち、「**大学生年代以下のお子さん**」を3人以上養育している方は、第3子以降の手当額の加算を受けるための増額申請（額改定認定請求）が必要です。



【制度改正の概要】

	改正前（令和6年9月分まで）			改正後（令和6年10月分以降）		
支給対象児童	0歳～中学生まで			0歳～ 高校生年代 まで		
手当額 (月額)	第1子	3歳未満	15,000円	第1子	3歳未満	15,000円
		第2子	3歳～中学生		10,000円	第2子
	第3子 以降	0歳～小学生	15,000円	第3子 以降	高校生年代まで	30,000円
		中学生	10,000円			
	特例給付（一部所得制限）		5,000円	-	-	-
子の数の カウント対象	高校生年代までの子どもをカウント			大学生年代までの子どもをカウント ※学費・生活費等の経済的負担がある場合		
所得制限	あり			なし		
支払回数	年3回（6・10・2月）			年6回（4・6・8・10・12・2月） ※ 支払通知書（ハガキ）は廃止		

■高校生年代：18歳に達する日以後最初の3月31日まで（平成18年4月2日～平成21年4月1日に出生）

■大学生年代：22歳に達する日以後最初の3月31日まで（平成14年4月2日～平成18年4月1日に出生）

提出方法：郵送または子育て給付課窓口（本庁舎2階）

提出期限：令和6年9月30日（月）【必着】

※提出が遅れると、手当の増額を受けられない期間が生じる場合があります。

詳細は、市HPを御覧ください。



問い合わせ：

厚木市 子育て給付課 こども医療・手当係
電話：046-225-2230（直通）

（裏面も御確認ください。）

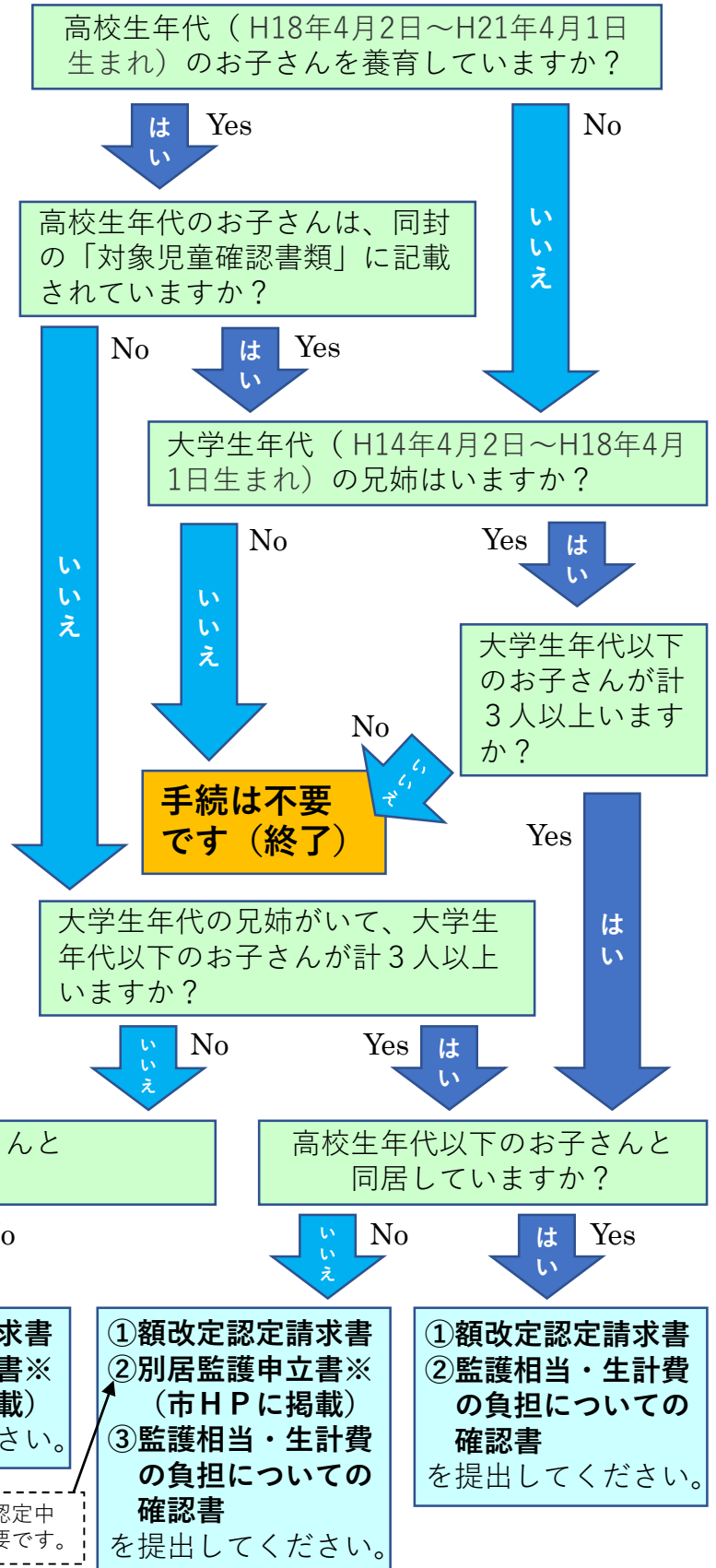
児童手当・特例給付を受給中の方の増額申請の確認フロー

□児童手当・特例給付を受給中の方に対して、手当の対象となるお子さんを確認していただくための「対象児童確認書類」と、増額申請用の「額改定認定請求書」を郵送いたします。

□児童養護施設等（里親委託を含む）に入所中のお子さんの児童手当は施設での受給となります。詳細は、入所中の施設等にお問い合わせください。

□大学生年代（H14年4月2日～H18年4月1日生まれ）のお子さんには、専門学校に通うお子さん、就職しているお子さん、無職のお子さんを含みますが、いずれも、学費、生活費などの経済的な負担がある場合に限ります。

□実子・養子縁組をしている子以外に、養子縁組をしていない妻の子、夫の子、孫等を養育している場合や、お子さんが海外に留学中の場合は、それぞれ、追加の提出資料が必要となります。詳細は、市ホームページを御覧ください。



提出期限：令和6年9月30日（月）【必着】

☆再婚等で「実子」と「配偶者の子」を3人以上養育し、将来的に養子縁組を予定している場合は、所得の高い方がまとめて受給することで、第3子以降の加算を受けることができます場合があります（要件あり）。詳細は、市ホームページを御覧ください。